

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月20日

【ファンド名】 UBS(Lux)エクイティ・ファンド  
(UBS(Lux)Equity Fund)

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ  
(UBS Asset Management(Europe)S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ジェフリー・ラヘイ(Geoffrey Lahaye)  
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
オリヴァー・アンベール(Olivier Humbert)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通  
り33A番  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治  
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

UBS(Lux)エクイティ・ファンド(UBS(Lux)Equity Fund)(以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(UBS Asset Management(Europe)S.A.)(以下「管理会社」といいます。)は、ファンドのサブ・ファンドであるUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ミッド・キャップス・ヨーロッパ(ユーロ)(UBS(Lux)Equity Fund - Mid Caps Europe(EUR))(以下「消滅サブ・ファンド」といいます。)を2026年2月20日付でファンドのサブ・ファンドであるUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)(UBS(Lux)Equity Fund - European Opportunity(EUR))(以下「存続サブ・ファンド」といいます。)に併合させることを決定しました。よって管理会社は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項9号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(イ)当該併合に係る各ファンドの名称

消滅サブ・ファンド

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ミッド・キャップス・ヨーロッパ(ユーロ)

存続サブ・ファンド

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)

(ロ)当該併合後のファンドの名称

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)

(ハ)当該併合の内容及び理由

消滅サブ・ファンドの資産規模が小さく、さらに減少傾向にあり、また募集の合理化および簡素化を図る目的で、UBS(Lux)エクイティ・ファンドを代理する管理会社の取締役会は、ファンドの約款12.2条の規定に従い、消滅サブ・ファンドを存続サブ・ファンドに併合させることが受益者の利益に資するものと判断しました。

(ニ)当該併合がその効力を生ずる日

2026年2月20日

(ホ)当該併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。